相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町泊二〇三番地二、最後の住所富山県下新川郡朝日町沼保一〇一〇番地　被相続人　亡　下山喜太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

富山県下新川郡入善町入膳四九五五番地六　相続財産管理人　岩場　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字伊那富九一四五番地、最後の住所長野県飯田市下久堅南原八〇三番地一（南原苑）　被相続人　亡　清水　義貞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

長野県飯田市育良町二丁目五番三号　相続財産管理人　弁護士　松澤　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市宮前三八〇番地六八、最後の住所長野県塩尻市大字広丘高出一四八六番地二八四　被相続人　亡　三村　佳史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

長野県松本市沢村三丁目一番七号　相続財産管理人　司法書士　荒井　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡森町大鳥居二七九番地二、最後の住所静岡県周智郡森町草ケ谷一三〇番地の三一　被相続人　亡　岩田　春喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

静岡県浜松市中区早馬町二番地四　井口ビル二階　浜松合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田代　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市常磐一丁目五三三番地、最後の住所三重県桑名市矢田磧七四番地　被相続人　亡　野村　俊之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル五階オリンピア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　夏目　久樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区新栄二丁目五二〇九番地、最後の住所愛知県岩倉市東新町下境五二番地岩倉団地四七棟三〇五号　被相続人　亡　北村みね子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

事務所愛知県一宮市公園通三丁目三〇番六号弁護士法人公園通法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武川　真弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岩倉市北島町二本木七番地、最後の住所愛知県一宮市丹陽町五日市場字定福寺三二番地ナーシングホーム寿々　被相続人　亡　杉野　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

事務所愛知県豊田市若宮町二丁目七一番地　石黒ビル二階白鳥亜紀法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白鳥　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市高野尾町四九四六番地一一、最後の住所名古屋市緑区鳥澄三丁目一九〇七番地コートタウン緑ケ丘一二―一　被相続人　亡　伊藤　広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

事務所三重県津市大谷町二一番八　さくら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市皇子が丘三丁目七番、最後の住所滋賀県大津市皇子が丘三丁目七番二六号　被相続人　亡　伊藤　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

京都市上京区河原町通荒神口上る宮垣町八八番地一　弘希ビル　弘希総合法律事務所　荒神口事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　克弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区上鳥羽火打形町一番地、最後の住所京都市南区吉祥院石原長田町一番地七桂川ハイツ二号館九〇五号室　被相続人　亡　岡野　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

京都西大路土業ビル三階　相続財産管理人　司法書士　川島　好江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区寺町通六角下る中筋町四八八番地、最後の住所京都市北区上賀茂菖蒲園町七九番地　被相続人　亡　久保　好江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

京都市左京区高野西開町一五番地　にしきマンション三〇六　北川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北川　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市仏生山町甲五二九番地、最後の住所大阪府吹田市青山台二丁目七番一―一〇九号　被相続人　亡　中黒　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

大阪市北区西天満六―七―四大阪弁護士ビル八階八一〇号室　相続財産管理人　弁護士　飛岡恵美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市池之端町六九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　沢田シヅエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十六日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階　相続財産管理人　弁護士　井上　賢

第67期決算公告　平成29年9月26日

埼玉県春日部市南一丁目6番9号

金杉建設株式会社

代表取締役　吉川　一郎

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,443,512
	固定資産	5,684,940
	合計	7,128,452
負債及び純資産の部	流動負債	1,531,342
	固定負債	1,763,793
	株主資本	3,833,317
	資本金	98,000
	資本剰余金	39,889
	利益剰余金	3,699,128
	利益準備金	2,611
	その他利益剰余金	3,696,517
	（うち当期純利益）	（184,476）
	自己株式	△3,700
	合計	7,128,452